

「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」

【基本計画 第2章第6節】

三番瀬の後背地には、直立護岸や高架鉄道等により海と街が切り離されている区域が広くあります。一方、地元市においては、まちづくりの主体として、三番瀬を活かしたまちづくりに向けた方針や構想、計画を定める等の取組を進めています。

このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携して、景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、

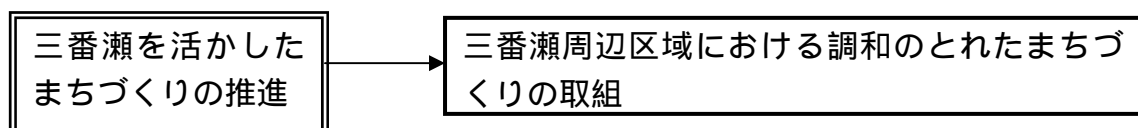
- 1 浦安側では、日の出地区にある貴重な干出域を活かし、自然環境と住環境が共存するまちづくり
 - 2 市川側では、三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくり
 - 3 船橋側では、ふなばし三番瀬海浜公園を活かした人と自然が共生するまちづくり
 - 4 習志野側では、ラムサール条約湿地である谷津干潟を三番瀬との関連の湿地と位置付け、都市と自然が共生したまちづくり
- 等を促進し、三番瀬の再生・保全に配慮しつつ、三番瀬を活かしたまちづくりを目指します。

【第1次事業計画の目標】

地元市の主体的な取組を最大限尊重しつつ、三番瀬周辺区域全体として、より効果的な取組が行われることが必要です。

このため、三番瀬を活かしたまちづくりを進めていくことができるよう、県と地元市との協議の場を設置するなどの努力を行っていきます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
1 三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組 (中期的事業)	5 か年の目標：三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの検討に向けた県と地元市との協議の場の設置とまちづくりの支援 三番瀬周辺区域全体として、海と人とのつながりや地域文化を尊重しつつ、三番瀬の再生に向けたより効果的な取組が行われることが必要です。 このため、三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりについて検討するため、広域的な観点から県と地元市との協議の場を設置するとともに、各市が行う三番瀬を活かしたまちづくりを支援します。